

答 申

1 審査会の結論

実施機関が、賃貸借契約書中の階、部屋番号、駐車場番号、賃借人以外の入居者に関する情報（副市長本人の住所、氏名、生年月日及び年齢を除く。）及び媒介担当店の従業員の印影を非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、いなべ市長（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 10 月 3 日付けい管財第 96 号で『副市長の公舎に係る賃貸借契約書（以下「本件対象公文書」という。）』の一部を非公開とした部分公開決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関は、異議申立て人が行なった同一の公開請求に対してした以前の決定からわずかの間に異なる決定をした。

イ 名あて人及び対象となる公文書が同一のものであるにもかかわらず、2 か月の間に異なる決定をすることの理由が分らない。

ウ 本件対象公文書中の部屋番号は、道路運送車両法の規定に基づく登録事項等証明書に記載されている。登録事項証明書は誰でも交付請求することができることから、本件対象公文書中の部屋番号はいなべ市情報公開条例第 9 条第 2 号ただし書アに定める法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報に該当し、公開情報である。

エ 公舎に関する情報は、公務員の職務の遂行にかかわる情報であるから、広く市民に公開すべきである。

オ よって、本件処分は取り消されるべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、いなべ市が平成 19 年 4 月 1 日付けで締結した職員公舎に係る賃貸借契約書である。

(2) 公文書部分公開決定の理由について

本件対象公文書中の部屋番号が特定される情報（特定されるおそれのある情報を含む。）、駐車場番号、居住者名簿欄のうち副市長以外の欄の氏名、続柄、生年

月日、年齢及び勤務先又は学校名（家族構成が明らかとなり、又は明らかとなるおそれのある情報を含む。）並びに媒介業者の従業員の印影は、副市長の私生活上の情報又は特定個人の情報である。

なお、居住者のうち副市長の氏名、生年月日及び住所は、その選任同意の議案において公にされる情報であることから、個人情報であっても条例第9条第2号ただし書イに定める情報に該当し、非公開とすることができない情報と判断した。

(3) 同一の公文書について異なる決定をした理由について

同一の公文書について、本件異議申立人がした別の請求に対して平成19年8月17日付けで公文書部分公開決定（以下「別件処分」という。）し、同月22日付けで公文書の公開を実施した。しかし、別件処分に係る公文書の公開後から本件処分時までにおいて、別件処分の処分時には想定されなかった支障（公舎の入居者に対する別件処分により公開された情報を手掛かりにしたとする訪問者、第三者からの印刷物の送達等の事象）が生じたことから、別件処分の内容を見直し、本件処分を行なった。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号。以下「条例」という。）の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害され、又は行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することがないように、原則公開の例外を定めている。

当審査会は情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、本件処分の内容について次のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、いなべ市が平成19年4月1日付けで締結した職員公舎に係る賃貸借契約書である。

本件対象公文書には、契約物件（階、部屋番号及び駐車場番号）、契約当事者名、媒介業者名、契約条項、使用規定、賃借人以外の入居者に関する情報並びに媒介担当店の従業員の氏名及び印影が記載されている。

(3) 条例第9条第2号「個人情報」該当性について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、プライバシーの概念は類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報が記録された公文書は、原則として非公開とすることを定め、その一方で、法令の定めるところ

により何人でも閲覧できる情報、公表を目的としている情報及び許可、免許届出等に際して作成し、又は取得した情報であって公益上公開することが必要であると認められるものについては、公開することができることを定めたものと解される。さらに、当該情報のみでは特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても非公開とすることが相当であると解される。

本件対象公文書中の情報のうち階番号（賃借物件の所在する階番号であって部屋番号が特定されるおそれのある情報）、部屋番号及び駐車場番号は、市の契約物件に関する情報であると同時に居住者の住居に関する情報であるため個人に関する情報であると認められる。

本件対象公文書中の情報のうち居住者名簿欄の情報（副市長本人の住所、氏名、生年月日及び年齢を除く。）は、個人に関する情報であると認められる。本件処分では、本件対象公文書中の副市長本人の欄を除く全ての欄について非公開とされているが、仮に居住者名簿欄中に記載のない欄を非公開としなかった場合には、副市長の世帯の構成が明らかとなる。世帯の構成に関する情報は副市長の職務の遂行に関する情報ではなく私生活に関する情報であることから、居住者名簿欄中の副市長本人以外の欄の全てについて個人に関する情報であると認められる。

本件対象公文書中の情報のうち媒介担当店の従業員の印影は、個人に関する情報であると認められる。

したがって、これらの情報は条例第 9 条第 2 号本文に定める個人情報に該当すると判断する。

(4) 条例第 9 条第 2 号ただし書「個人情報の例外」該当性について

ア 何人でも閲覧できるとされている情報であるとの主張について

異議申立人は、本件対象公文書中の部屋番号が道路運送車両法の規定により何人でも閲覧できるとされている情報にあたる旨主張する。そこでこの点を検討する。

道路運送車両法の規定に基づき交付される登録事項等証明書は、車体番号又は自動車登録番号（平成 19 年 11 月 18 日以降においては原則として車体番号と自動車登録番号の 2 つの情報が必要である。）が明らかである場合に初めて交付されるものである。しかし、当該制度は特定個人が自動車を保有するか否か、仮に保有する場合であってもその登録番号がいかなるものかを公示し、又は何人でも知り得る制度ではないことから、部屋番号は条例第 9 条第 2 号ただし書アに定める法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報であるとは言えない。

また、異議申立人から意見聴取した際に、異議申立人が入手したとする登録事項等証明書の写しを提示されたので、当審査会において当該文書を確認した

ところ、所有者の住所として本件対象公文書中の部屋番号に符合する数字が確認された。しかし、登録事項等証明書中の当該数字が住所地番を示すものか部屋番号を示すものかは明らかでなく、この点においても部屋番号は公にされた情報と認めることは困難である。

イ 公務員の職務の遂行に関する情報であるとの主張について

本件処分の時点で、職員公舎には副市長が入居していることが確認されたが、本件公舎は、次の理由により住居としての使用だけを前提としており、公務の遂行を含めた使用は予定されていないと認められる。

(ア) いなべ市職員公舎管理規則（平成 19 年いなべ市規則第 17 号）によると、市に勤務する職員のうち市長が特に必要と認めた職員を入居させるために借上げたものであって、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に定める特別職及び一般職を区別することなく入居させ、単に職員の居住の用に供することを目的として借上げたものと認められる。

(イ) 本件対象公文書である賃貸借契約書中の契約条項によると、賃借人は居住を目的として使用しなければならないとされ、物件の状況からも住居用以外の用途を想定したものと認められない。

このように、本件対象公文書中の部屋番号（部屋番号が明らかとなるおそれのある情報を含む。）は、本件公舎が職員の住居としてのみ使用されることが予定され、実際の用途としても職員（仮に当該職員が特別職であったとしても）の生活の場であると認められることから、公務員の職務の遂行とは関係のない個人に関する情報であると判断する。

以上のことから、本件対象公文書中の副市長本人の住所、氏名、生年月日（及び年齢）については、その選任の際に議会の同意を得る議案において公にされており、条例第 9 条第 2 号ただし書イに規定する個人情報の例外となる情報であると判断する。その余の情報については条例第 9 条第 2 号ただし書ア、イ又はウのいずれにも該当せず、個人情報の例外には該当しないと判断する。

(5) 同一の公文書に対する異なる決定について

公開された情報が利用され何らかの支障が確認された場合には、その後の公開決定に際して、当該支障についても十分に検討される必要がある。本件処分についても、情報公開制度に内在する問題と情報公開制度の適正な運用が考慮された結果と言える。

(6) 結論

よって、主文のとおり答申する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 19 年 10 月 24 日	諮問書受理
平成 19 年 11 月 22 日	実施機関の理由説明及び審議（第 24 回審査会）
平成 19 年 12 月 20 日	意見陳述聴取及び審議（第 25 回審査会）
平成 20 年 1 月 17 日	審議（第 26 回審査会）
平成 20 年 2 月 21 日	審議及び答申（第 27 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
会長代理	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
委 員	伊藤 征記	地元有識者
委 員	杉浦 肇	弁護士
委 員	杉岡 治	弁護士